

国際取引における信義誠実の原則

——ウイーン売買条約（CISG⁽¹⁾）を中心として——

加 藤 亮 太 郎

まえがき

1. 取引と信義則
2. ウイーン売買条約の成立と信義則
3. 国際取引における信義の遵守（CISG 第7条(1)項）
4. 条約の基礎にある一般原則（CISG 第7条(2)項）
5. ウイーン売買条約の信義則と判例
6. ウイーン売買条約と信義則の展望

結 び

ウイーン売買条約は、その前文にあるとおり、国際物品売買契約を規律する統一法として、国際貿易における法的障害の除去に貢献し、もって国際貿易の発展を促進させること、を目指している。ウイーン売買条約はいわゆる万民法型の世界統一私法であると言われている。世界の法システムが、各国の国家法を前提として成り立っている中において、これはいわば画期的なものであると言ってよい。ウイーン売買条約は、⁽²⁾1980年 UNCITRAL のウイーン会議において採択され、1988年に発効して以来、年々締約国が増加しており、2007年12月現在では70カ国に達している。このように、ウイーン売買条約は発効以来年々発展してその世界が広がっているのである。

わが国は、ウイーン売買条約の発効以来、長い間非締約国のままであったが、最近にいたり漸くわが国のウイーン売買条約への加入（acces-

sion) が真剣に検討されている。近い将来日本も締約国になるものと期待されている。そこで、本稿は国際取引における信義則について、ウイーン売買条約を中心として、検討してみたいと思う。ウイーン売買条約がわが国の国際取引の法となるにあたり、意味のないことではないと考える。

1. 取引と信義則

取引には信義の原則又は信義誠実の原則（信義則）が適用される。日本では信義則は債権関係を支配する大原則であるとされており、信義則は一般原則として契約締結、履行、終了など全ての局面に適用がある⁽³⁾。イギリスでは一般原則としての信義則は認められておらず、契約締結前の交渉や準備段階においては、当事者の自由な責任において交渉や準備が行われて、交渉が決裂しても、契約準備が不首尾に終わっても、その結果については当事者に信義上の責任はないものとされている⁽⁴⁾。ドイツ、フランスなど EU 諸国においても信義則が認められるが、国によって信義則の内容も適用範囲も異なるものである⁽⁵⁾。アメリカの信義則は、契約の履行と執行について、一般義務としての信義則が存在している⁽⁶⁾。その他の国々においてもそれぞれ信義則は存在するが、それぞれの国においてその内容においても効力においても異なるものとなっている。

実際の取引についてみると、例えば、日本の会社とオーストラリアの会社とがオーストラリア産鉄鉱石の長期売買取引を行うものとする場合、この国際取引の契約準拠法（実質法）が日本法であれば、交渉や準備段階から、契約締結、履行、解除等全ての局面において、日本法上の信義則の適用があることになる。例えば、取引当事者間において鋭意交渉が行われて、レターオブインテントやメモランダムオブアンダースタンディングなどの予備的文書が作成されたが、成約にいたらず、当事者間で交渉決裂について紛争が発生した場合の紛争処理の予測にあたっては、裁判官（或いは仲裁人）の判定について日本法の信義則による裁量を考

国際取引における信義誠実の原則

慮にいれなければならないことになる。しかし、この取引の準拠法がイギリス法であれば、契約交渉について信義則の適用はないので、当該紛争処理の予測も結果も異なってくるであろう。このように具体的取引に適用される準拠法（実質法）の信義則によって、紛争処理の予測もその結末も異なってくるのが、実際の国際取引において容易におこり得るのである。

そこで、もしも国際取引に適用される普遍的な統一法があり、共通の信義則の内容と基準が適用されるのであれば、国際取引には相応しいということになる。このような普遍的、統一的な内容と基準であれば、紛争処理の予測可能性が高まることは言うまでもない。⁽⁷⁾ 万民法型統一私法と呼ばれるウィーン売買条約（CISG）とその判例法において、信義則はどのように規定されているのか、どのような内容と基準があるのか、そこには普遍性、統一性を見ることができるのかどうか、について検討してみたい。

日本がウィーン売買条約の締約国になれば、日本に営業所のある当事者と他の締約国に営業所のある当事者との間で行われる物品売買契約には、当事者が条約の適用を排除しない限り、ウィーン売買条約が適用される。それは条約第1条(1)項(a)号による国際物品売買契約への条約の⁽⁸⁾直接適用である。

ウィーン売買条約に基づいて物品売買を行う当事者間においては、国際取引における信義の遵守が必要とされることになる。ここに信義則についてウィーン売買条約の条項と判例を検討しておく意義が認められる。

2. ウィーン売買条約（CISG）の成立と信義則

- 1) ウィーン売買条約第7条(1)項には、この条約の解釈にあたり、その国際的性格並びにその適用における統一性及び国際取引における信義の遵守を促進する必要性、が考慮されるべきもの、と規定されている。条約7条(1)項の「国際取引における信義の遵守」について、

ウイーン売買条約成立にかかわる立法過程を見ておきたい。

ウイーン売買条約の立法過程において、1978年 UNCITRAL 条約草案の第6条に、信義則が規定されている。即ち、1978年条約草案第6条には「この条約の規定の解釈と適用にあたっては、その国際的性格並びにその統一性及び国際取引における信義の遵守を促進する必要性が顧慮されるべきものとする」と規定されていた。⁽⁹⁾

この1978年 UNCITRAL 条約草案第6条は、立法過程においては、一般原則として当事者は少なくとも契約成立について信義と公正取引を遵守しなければならないとする意見と、信義 (good faith) と公正取引 (fair dealing) は意味が曖昧であるから、各国の裁判所 (又は仲裁廷) によりそれぞれ異なった内容と基準が与えられることになり法的不安定を招く、として反対する意見とが対立したため、妥協案として提案されたものである。⁽¹⁰⁾

条約草案第6条では、信義の遵守を促進する必要性は、条約の解釈 (interpretation) と適用 (application) について、顧慮されるものとされていた。しかし最終的には、「条約の規定の解釈について」となり、「条約の規定の解釈と適用」とはならなかったものである。「適用」が最終条文のウイーン売買条約第7条(1)項に規定されなかったのは、条文の編集上の都合からであるとされている。⁽¹¹⁾

1978年条約草案第6条に対する UNCITRAL 事務局の公式コメントリー (the Secretariat Commentary) によると、国際性と統一性について、次のように述べられている。

物品売買の法規範は国によって相当に異なっている。従い各国の裁判所が条約の規定を、自国の法システムの概念を用いてそれぞれ異なった解釈をすることになってしまうので、これを回避することが非常に重要となる。このために、条約草案6条 (ウイーン売買条約第7条(1)項) によって、条約の解釈と適用に当たっては、条約の国際性と統一性の促進に、配慮することの重要性を規定している

国際取引における信義誠実の原則

ものである、とする。⁽¹²⁾

さらに、事務局公式コメンタリーによると、条約の条文の解釈と適用は、信義の遵守が促進するようになされなければならないが、信義の遵守の原則は、いくつかの条文中に規定されている。そして、そのようなものとして、いくつかの条文が例示的に挙げられている。草案条文ではなく相当する条約条文で示すと、ウイーン売買条約第16条(2)項(b)号、第21条(2)項、第29条(2)項、第37条、第38条、第39条、第40条、第49条(2)項、第64条(2)項、第82条、第85条から第88条、である。⁽¹³⁾

また、事務局公式コメンタリーによると、信義の原則 (the principle of good faith) はこれらの例示的に挙げられた条文よりも広いものであり、信義の原則は、条約の条文の解釈及び適用の全ての側面に、適用があるものとされている。⁽¹⁴⁾

以上のとおり、ウイーン売買条約第7条1項は、実質的に1978年条約草案第6条であるが、事務局公式コメンタリーからすると、当時の事務局 (the Secretariat) は、信義の遵守の原則は当事者の行動や契約の解釈にまで及ぶような、広義の信義則を考えていたように見受けられる。

- 2) 次に、ウイーン売買条約第7条(2)項は、いわゆる gap filling (規定欠缺の補充) 条項であると言われる。条約第7条(2)項は1978年条約草案第6条にはなかった条項である。これは、1964年ハーグ統一法 (ULIS) 第17条に由来するものである。⁽¹⁵⁾

ULIS 第17条は「この法律によって規律される事項に関する問題点でこの法律に明示的に解決されないものについては、この法律の基礎となっている一般原則に従って、解決されなければならない」とされていたのであるが、ウイーン売買条約においてはこれに加えて、もし、この条約の基礎にある一般原則がない場合には、国際私法の

ルールにより適用される準拠法（国家法）により解決される，ことが規定されたものである。

この条約第7条(2)項の規定については，この条約の基礎にある一般原則とは何か，信義の原則又は信義則はこの条約の基礎にある一般原則であるのかどうか，一般原則にニドロワ国際商事契約原則（PICC）やヨーロッパ契約法原則（PECL）などの国際ルールが含まれるのかどうか，などの問題を検討しなければならない。

3. 国際取引における信義の遵守（CISG 第7条(1)項）

ウイーン売買条約第7条(1)項において，国際取引における信義の遵守を促進する必要性は，この条約の「解釈」について，考慮されるべきものとされる。ここにおいては「国際取引における信義」の内容とその基準はどのようなものであるかが問われる。

- 1) 先ず，条約条文に「この条約の解釈について」とある通り，この条約の規定の解釈について，信義の原則が適用される。この条約の条項の解釈について，信義の遵守が促進されるように，考慮されなければならないのである。当事者の契約や契約に基づく当事者の行動に，信義則が適用される，ということではない。あくまで条約の解釈について，信義の原則が適用されるのである。CISGの立法段階で検討されていたような，広義の信義の原則は，ここにおいては考えられないのである。

しかし，条約第7条(1)項の信義の遵守は，条約第8条の解釈にも，条約第9条の解釈にも，適用されるから，条約第8条において契約当事者の陳述や行為にも及び，又条約第9条において当事者の合意している慣習や当事者間で確立させている慣行にも，及ぶことになる。ということは，条約第7条(1)項の信義の遵守は，条約第8条を介して当事者の契約や契約に基づく言動の解釈に及ぶし，条

国際取引における信義誠実の原則

約第9条を経由して当事者の慣習についての合意や、慣行についての当事者間における確立の解釈にも及ぶのである。

条約第8条(3)項の「交渉経過等、関連する一切の状況が適切に考慮されるべきものとする」ことについても、条約第7条(1)項の信義の原則をもって解釈しなければならないことになる。また、条約第9条の解釈にあたっては、第9条(1)項の合意や確立の解釈のほか、第9条(2)項の当事者間の別段の合意の有無について、条約第7条(1)項の信義の原則をもって、解釈することを要する⁽¹⁶⁾のである。当事者の合意や当事者間の確立が明らかであれば、条約第9条(1)項により、当事者の契約は当事者が合意している慣習や当事者間で確立させている慣行によることになる。その場合慣習は条約第9条(2)項の要件を満たしていなければならないことは言うまでもない。

このように、条約第7条(1)項の信義の遵守への考慮は、条約の「解釈」についてのみ必要とされるのであるが、実際上は条約第8条や条約第9条を経由して、当事者の契約や契約上の当事者の言動や行為にまで、及んでいるのである。

- 2) 条約第7条(1)項の遵守すべき信義は「国際取引における信義」である。各国の国内取引において見られる国内法の信義則はここでは考慮されない。国際性と統一性の要請から、国内法に存在する信義則によるのではなく、条約条文とその判例による、条約の自律的(autonomous)な信義則によるのである。

国際取引における信義の原則は、条約第9条により尊重されるべきとされる慣習や慣行の中にも見出すことができる。条約第7条(1)項の「国際取引における信義」(good faith in international trade)の国際取引(international trade)は、国際取引業又は国際取引業界とも読むことができる。ここでは、むしろその方が正しい読み方であると言える。条約第9条(2)項の後段と合わせ読むと、そのことが

明らかになる。⁽¹⁷⁾

当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、その関連する取引業界において広く知られ、取引をする者達に一般に遵守されているもの、の中に信義則があれば、又当事者間で確立させた慣行の中に信義則があれば、その信義則が適用されるのである。

それ故に、「国際取引における信義」は、当該取引業における当事者の慣習、慣行に信義則を見出すことができる場合はそれによるが、当該取引業における当事者の慣習や慣行に信義則を見出すことができなければ、条約条文やその判例に、信義の内容と基準を見出さなければならないのである。

- 3) ウイーン売買条約は101ヶ条の条文から成るが、実質的な規定は適用範囲及び総則も含めて第1条から第88条までである。

この条約条文88ヶ条の中にいくつかの信義の原則を見出すことができる。前述の UNCITRAL 事務局が示したところによる第16条(2)項(b)号、第21条(2)項、第29条(2)項、などである。以下このような条約の各条項について検討する。

・第16条(2)項(b)号

16条は申込の撤回の規定である。1項では原則として、被申込者が承諾の通知を発する前は、申込者は申込を撤回できる。しかし、2項において、一定の場合、申込者は申込を撤回できない。(b)号は、もし、申込を受けた者が申込を撤回不能であると了解したことが合理的であり、かつ、その申込に信頼を置いて行動してしまっている場合は、申込者は、申込を撤回できない、と定めている。⁽¹⁸⁾被申込者が、申込を撤回不能と了解して、既に行動をおこしてしまっているのに、申込者が申込みを撤回するのは、信義に反するからである。

・第21条(2)項

国際取引における信義誠実の原則

21条は遅延した承諾の規定である。手紙の消印などで、承諾が通常ならば適切な時期に到達していたであろう状況で発送されていたことを示しているのに、申込者が承諾を発送した被申込者に、承諾が遅延したことを何も連絡しないのは信義に反するから、遅延した承諾は承諾として効力を有するという規定である。

・第29条(2)項

29条(1)項は、契約当事者の合意のみで契約の変更又は解消をすることができるかと定めている。同条(2)項は、合意による契約の変更又は解消は書面によることを要する旨契約で定めているときは、契約の変更又は解消は書面によらなければならないと規定している。そこにただし書きがあって、「当事者は、自己の行動に対して相手方が信頼を置いた限度において、この定めを援用することができない場合があり得る」と規定している。このただし書が信義則の規定である。即ち、当事者は、自己の行動に対して相手方が信頼をおいているのに、相手方の信頼を裏切るのは信義に反するから、書面によらなくても、契約の変更や解消を認める場合もある、という規定である。⁽¹⁹⁾

・第37条

売主が、引渡すべき期日前に物品を引渡した場合、買主に不合理な不便又は不合理な出費をもたらさない限り、売主は期日までの間、数量不足やその他の不適合を治癒することができる、という規定である。この場合、売主はいかなる不適合の治癒をしてもよいが、信義の原則から、買主に不合理な不便や出費を強いることは許されない、という規定である。

第34条に、交付すべき時期より前に売主が書類を交付した場合について、信義の原則から、同趣旨の規定が置かれている。

・第38条、第39条、第44条

売主の引渡した物品に対して、第38条の買主による物品検査義務

と第39条の買主による不適合の性質を明確にした通知を合理的期間内になす義務⁽²⁰⁾、の規定である。

売主による不適合な物品の引渡しに対して、買主の受けることのできる救済の前提として、買主に課した義務の規定である。第39条は、買主が合理的期間内に不適合の通知を怠ったときは、買主は不適合に基づいて援用し得る権利（第45条以下）を失う、と定めている。しかし、第44条により、買主が、定められた通知を行わなかったことについて、合理的な説明をすることができる場合は、第50条に基づく代金の減額請求、又は逸失利益を除く損害賠償請求をすることができる、と規定されている⁽²¹⁾。

第44条は、買主が不適合の通知を怠ると救済を受ける権利を失うという第39条の厳しさを緩和する、例外的救済の規定になっているのであるが、第39条とあわせ読むと、第39条の合理的な期間（a reasonable time）に信義の原則を見ることができる。即ち、第39条の合理的な期間の判定は、信義に則した公正なものであることを要し、第44条の合理的説明についての判定も、当事者の事情を斟酌した⁽²²⁾ 衡平なものであるべきなのである。しかしながら、買主は不適合の通知を怠ったため、不適合が重大であっても契約を解除する権利はなく、救済は代金の減額請求などに、限定される。

買主が第38条の検査を怠った場合には、第44条の適用はない。第44条は不適合の通知を怠った場合の規定である。

知

・第40条

悪意の売主の規定である。売主が物品の不適合の事実を承知しており、かつ、売主がその事実を買主に明らかにしなかった場合、売主は第38条及び第39条を援用することはできないものとする。物品の不適合が売主の承知している事実に関連しているのに、なお買主に検査義務と不適合の性質について通知義務を負わせるのは、信義に

国際取引における信義誠実の原則

反するからである。公正取引の原則を定めた規定である。⁽²³⁾

・第49条(1)項(2)項

本条(1)項は、売主の重大な不履行の場合、又は付加期間経過後の売主による引渡し遅延の場合、買主は契約解除の意思表示をすることができる旨規定している。⁽²⁴⁾

(2)項は、売主が既に物品を引渡ししている場合には、一定の時期に解除の意思表示をしない限り、買主は契約解除権を失う、と規定している。信義則から買主による解除権行使の期限又は時期を設定しているものである。売主が既に物品の引渡しをしている場合、買主はいつまでも契約解除を引き延ばすことはできないのである。

一定の時期とは、(a) 売主による引渡しの遅延については、買主が引渡しのなされたことを知ったとき以後の合理的期間内、(b) 引渡しの遅延以外の違反については、(i) 買主がその違反を知り又は知るべきであった時、(ii) 第47条(1)項に基づき買主が定めた付加期間が経過した時、又は売主がその付加期間内に義務を履行しない旨意思表示した時、(iii) 第48条(2)項に基づき売主が示した付加期間が経過した時、又は買主が履行を受容れない旨意思表示した時、である。

・第64条(1)項(2)項

本条(1)項は、買主の重大な不履行の場合、又は付加期間経過後の買主の代金支払義務若しくは物品の引渡受領義務違反の場合、売主は契約解除の意思表示をすることができる旨規定している。

(2)項は、買主が代金を既に支払っている場合には、一定の時期に解除の意思表示をしない限り、売主は契約解除権を失う、と規定している。

第49条の買主の場合と同様に、信義則から売主による解除権行使の期限又は時期を設定しているものである。買主が既に代金を支払っている場合、売主はいつまでも契約解除を引き延ばすことはでき

ないのである。

一定の時期とは、(a) 買主による履行の遅延の場合には、売主が履行のあったことを知る前、(b) 履行の遅延以外の買主による違反の場合には、次のいずれかの時から以後の合理的な期間内 (i) 売主がその違反を知り、又は知るべきであった時 (ii) 売主が第63条(1)項に基づいて定めた付加期間が経過した時又は買主がその付加期間内に義務の履行をしない旨意思表示をした時、である。

・ 第77条

相手方の契約違反の場合に課せられる損害軽減義務である。相手方の契約違反を主張しようとする当事者は、違反から生じる損失を軽減するためその状況下で合理的な措置をとらなければならないとする。信義則から由来する義務である。⁽²⁵⁾

・ 第80条

当事者は、相手方の不履行が自己の作為又は不作為によって生じた場合には、相手方の不履行をその限りにおいて主張することができないものとする。この条項は禁反言の原則も含めて、第7条(1)項の信義の一般原則を表現する規定である。⁽²⁶⁾

・ 第82条

物品の返還不能の場合の、買主の解除権の喪失及び代替品引渡請求権の喪失、の規定である。

しかし、物品の返還不能が、買主自らの作為又は不作為によって生じたものでないとき、その他返還不能の原因が買主の責任ではないときは、前項の適用はない、という信義則による規定である。

・ 第85条から88条まで

物品保存義務とその関連の規定である。第85条は買主の受領遅滞の場合に売主が物品の保存措置をとる義務を、第86条は買主が物品を拒絶後にその保存措置をとる義務を、規定している。第87条は、その場合、倉庫料が不合理でなければ、倉庫への寄託ができるものと

国際取引における信義誠実の原則

している。第88条は、必要な場合の保存物品の売却を、規定している。これらの規定は、売主と買主双方がそれぞれ相手方に対して負担する信義則から由来する義務である。

以上が条約条文に見られる信義則の内容である。

- 4) 次に、条約第7条(1)項の「国際取引における信義」の基準は、合理性 (reasonableness) にあるものと言える。ウイーン売買条約による当事者間の取引においては、信義と合理性は互いに相関連しているものと考えられる。即ち、売主・買主はそれぞれ相手方に対して、信義に則した行動をすれば合理的 (reasonable) であり、信義に則した行動をしなければ、不合理 (unreasonable) なのである。反対に、合理的であれば信義にかなっており、不合理であれば信義に悖るのである。⁽²⁷⁾

合理性 (reasonableness) はウイーン売買条約の重要な規定のいたるところに基準として用いられている。

例えば、第8条(2)項、第25条の「合理的な者」(a reasonable person)、第18条(2)項、第33条、第39条、第43条、第46条(3)項、第48条(2)項、第49条(2)項(a)(b)、第64条(2)項(b)、第65条(1)項、第73条(2)項、第75条、第79条(4)項の「合理的な期間内」(within a reasonable time)、第37条、第86条(2)項の「不合理な不便又は不合理な出費」(unreasonable inconvenience or unreasonable expense)、第38条(3)項の「合理的な機会」(a reasonable opportunity)、第44条の「合理的説明」(reasonable excuse)、第47条、63条の「合理的な長さ」(reasonable length)、第48条の「不合理な遅滞、不合理な不便」(unreasonable delay, unreasonable inconvenience)、第60条、第79条(1)項の「合理的に期待されえる」(reasonably be expected)、第72条、第88条(1)項の「合理的な通知」(reasonable notice)、第75条の「合

理的な方法」(a reasonable manner)、第76条(2)項の「合理的な代替」(a reasonable substitute)、第77条、第88条(2)項の「合理的な措置」(such measures as are reasonable)、第85条、第86条の「合理的な保存措置」(such steps as are reasonable to preserve)「合理的費用」(reasonable expense)、などの規定である。

これらの規定の具体的な合理性の解釈にあたっては、条約第7条(1)項の信義の遵守を促進する必要性を考慮して解釈されなければならないが、国際取引における具体的な状況に応じて「合理性」の解釈は異なってくるのは当然である。国際取引の具体的な状況に応じた「合理性」の解釈を通じて、国際取引における信義が実現されて行くものと考えられる。

- 5) 条約の解釈の方法 (method of interpretation) は、主として条約条文の文理解釈 (literal interpretation)、条約条文における類推解釈 (interpretation by analogy)、による。ウイーン売買条約の外国判例 (仲裁判断を含む) も参照する。判例は CLOUT, UNILEX, CISG-online, Pace 大学などに蓄積されたデータベースを参照する。ウイーン売買条約の立法過程の立法記録 (Travaux Préparatoires) も参照する。内外の有力な学説も参照する。⁽²⁸⁾

このような解釈の方法を用いて、可能な限り条約の中で、自律的 (autonomous) な解決をはかるように、努めることが必要となる。条約の統一的解釈の必要性から、国内法の信義則を用いないようにしなければならないのである。⁽²⁹⁾

UNCITRAL の公用語は英語を含む 6 カ国語であるが、1978年条約草案が英文で作成されているように、世界共通語としての英語が最も重要である。⁽³⁰⁾

4. 条約の基礎にある一般原則 (CISG 第7条(2)項)

ウイーン売買条約の規定を具体的事案に適用するにあたり、いわゆる

gap filling (規定欠缺の補充)の問題が発生する。条約第7条(2)項においては、この条約が規律する問題であって、この条約に解決方法が明示されているものはこの条約の規定によるが、この条約に解決方法が明示されていないものは、この条約の基礎にある一般原則に従い解決するものとされている。このような一般原則がない場合にはじめて、国際私法の準則に従い決定される国家法である国内法に従って解決されるものとされている。⁽³¹⁾

- 1) 条約の基礎にある一般原則として、先ず合理性 (reasonableness) があげられる。前述の通り、合理性の基準はウイーン売買条約の中で広く普く基準として用いられているので、この条約の基礎にある一般原則であると言える。⁽³²⁾
- 2) 前述の通り、条約の多くの規定が、信義則を規定している、或いは、信義の原則を基礎にする規定となっている。このことから言って、信義の原則は、条約の基礎にある一般原則である、とすることができよう。判例もそのような考え方である。⁽³³⁾

有力な学説もこれを支持している。Peter Schlechtriem 教授によれば、信義の原則は、統一法を解釈し適用するにあたり考慮されなければならない一般原則である、としている。又一般原則として当事者自治の優先性などのほか、条約の基礎にある一般原則は、信義を遵守する必要性から由来している、とする。権利濫用の禁止、禁反言、条約80条などがそれぞれである、とする。⁽³⁴⁾

又 Michael Joachim Bonell 教授は、条約7条(1)項の規定にかかわらず、信義の原則は、条約の解釈のみにとどまらない、条約条文中16条(2)(b)項、19条(2)項、35条と44条、38条など信義の原則を適用した多くの条文があるから、信義の原則は条約の基礎にある一般原則である、としている。そうであればこそ、さらに進んで、それは当事者に積極的な信義上の義務を課しているものである、とする。

即ちもし、契約交渉の過程又は履行中に条約では解決できない問題が出てきたなら、条約第7条(2)項に従い、一般原則である信義の原則を適用して問題を解決すればよい、としている。⁽³⁵⁾この点、Bonell教授は積極的であるが、否定的に考える学説もある点に注意しなければならぬ。⁽³⁶⁾

曾野和明教授によれば、条約の基礎にある一般原則として「表示への信頼の保護の要求（16条2項b号、29条2項等）、重要な局面での通知、応答ないし情報開示の要求（19条2項、21条2項、39条1項、48条2項、65条2項、68条等参照）、当事者相互の協力義務および損害軽減義務（54条、60条a号、77条、85条、86条等参照）」が挙げられており、これらは「禁反言的なものも含めていずれも信義則を反映したものと認めうる」とされている。⁽³⁷⁾

- 3) 条約の基礎にある一般原則に、UNIDROIT PICC や PECL などの国際ルールが含まれるかどうかの点については、ある一定の条件のもとに肯定するべきであろう。即ち、条約にかかわる事項についてであって、条約を解釈乃至補充するためであれば、PICC や PECL などは用いられるべきであり、実際に用いられているのである。実際に用いられている例として、例えば、条約78条は、利息の支払いを受ける権利を定めているが、利息について具体的な基準を定めていない。そのため PICC 第7.4.9条がしばしば用いられている。⁽³⁸⁾このような例は、条約が規定する問題について PICC を用いる場合であるが、PICC は条約の規定を解釈又は補充するために、用いられているのである。⁽³⁹⁾しかし、今は PICC が条約7条(2)項の一般原則であるという判例⁽⁴⁰⁾（仲裁判断）もある。

5. ウイーン売買条約の信義則と判例

ウイーン売買条約の信義則を扱ったいくつかの判例をみて行きたい。もとより網羅的ではないが、代表的なものと思われる判例を検討して、

国際取引における信義誠実の原則

ウイーン売買条約における信義則の特徴となる内容を把握するように努めたい。⁽⁴¹⁾

1) 合理的期間内の不適合通知について

CISG 第39条(1)項における買主の不適合の通知についていくつかの判例がある。

CLOUT Case 123 において、ドイツ最高裁は、外国産ムール貝の引渡後1ヶ月はカドミウム含有量の通知について、合理的期間内であるという判定である。

CLOUT Case 202 において、フランス控訴院は、物品の引渡後翌月は合理的期間内であるという判定である。

CLOUT Case 608 において、イタリア法廷は、陶器の引渡後6ヶ月は合理的期間内ではないという判定である。

CLOUT Case 397 において、スペイン法廷は、北米製飲料水冷却用機器の引渡の後1997年秋から1998年5月は合理的期間内とは言えないと判定した。また、一般に合理的期間の非合理性 (unreasonableness) は極端 (extreme) に長いことであるとしている。

2) 不適合通知と信義則

買主からの不適合の通知をうけた売主の合理的期間内ではなかったという主張に関連して、信義の原則から、判定している多くの判例がある。

CLOUT Case 94 において、オーストリア売主・ドイツ買主とする鋼材の売買における物品の瑕疵についての買主の損害賠償請求に対して、売主は買主の不適合の通知が適時ではなかったと抗弁した。

オーストリア仲裁廷は、売主は禁反言の原則から、その抗弁を主張できない、何故なら、売主はその抗弁をしないであろうと買主が信じるような行動をとっていたからである。即ち、不適合の通知をうけてから、売主は、買主に問い合わせを続けており、和解に達するべく買主と交渉を続けていたからである、と判定した。⁽⁴²⁾

CLOUT Case 219 において、スイス法廷は、イタリア売主・スイス買主間の一見して明らかな瑕疵のあるブルドーザーの売買について、買主が契約時に検査をしている事実と信義の原則から、後になって不適合のクレームをするのは正当でない、としている。加えて買主は不適合の通知をしていない、と判定している。

CLOUT Case 230 において、ドイツ最高裁は、ドイツ売主・オーストリア買主間の耐久商品（表面防護フィルム）の売買について、売主・買主間で不適合について協議、交渉をおこなっていることにより、売主は不適合の通知を受ける権利を放棄しているわけではないが、事件の諸事情を考慮して判断すると、売主は後になって条約第38条と第39条に依存することは許されない、と判定している。

CLOUT Case 337 において、アイスクリーム店用内装家具の売買について、買主が商品を受領し、代金支払いのための手形を交付したとき、部品の不足と品質不良について、何も指摘しなかったが、その後になって不足と不良を主張した。

ドイツ法廷は、商品の不足と不良は受領時に買主が検査して（条約第38条）と通知（条約第39条）しておくべきであったのであり、その後になっては、信義の原則から、もはや主張は許されない、と判定した。

3) CISG 第40条と公正取引

国際取引における信義誠実の原則

CLOUT Case 168 において、イタリア売主・ドイツ買主とする中古車の業者間の取引について、実際の走行距離を承知している売主が走行距離について odometer を偽装して買主に売渡したところ、買主の損害賠償請求に対して、売主が条約第35条(3)項の抗弁を援用したものである。売主の抗弁は、契約時に買主は中古車の不適合を「知り又は知らないことはあり得なかった」(35条(3)項)というものであるが、ドイツ控訴審法廷は、たとえ買主が契約時に車の不適合を探知し得たとしても、売主は実際の走行距離を承知しており詐欺的であるから、条約第40条と第7条(1)項に体现されている一般原則により、条約第35条(3)項を援用できない、と判定した。ここで言う一般原則とは信義の原則のことである。

ドイツ控訴審法廷は、詐欺的売主よりも、契約時に車の検査を忘れた過失ある買主のほうが、保護に価する、として公正取引の原則を表明しているものである。

4) 当事者の協力義務

CLOUT Case 445 において、ドイツ売主・スペイン買主とする中古機械の取引について、売主の標準取引条件の引用の要件に関する争いである。売主の sales confirmation には標準取引条件が引用されていたが、標準取引条件の添付はなかった。標準取引条件の中に中古機械についての免責条項の記載があったものである。

ドイツ最高裁は、標準条件が申込の一部を構成するかどうかは、CISG 第14条、第18条と8条により決定される、標準条件が申込の一部を構成するならば、申込を受領した者に標準条件を検討する合理的機会が与えられなければならないとし、本件のような標準条件の引用は、条約第7条(1)項に体现されている国際取引の信義並びに当事者間の協力義務に反すると、判定した。

当事者の相手方に対する協力義務は、相手方に対して、標準条項を点検することを求め、相手方が点検しない場合は、相手方に点検しないことの責任を負わせる、ものである。従い、標準条項は、申込に添付されているか、又は申込を受けた者の処分下におかれる場合にのみ、申込の一部を構成するのである、と判定された。

5) 契約解除の意思表示と信義則

CLOUT Case 133 において、イタリア商社を買主ドイツ会社を売主とする、11台の自動車の売買について、売主は契約後8月には5台、10月には残りの6台の引渡しの準備を完了したところ、買主は、ドイツ・イタリア間の通貨の交換レートが急激に変動したので、当該自動車の引取りは不可能となったとして引取りをせず、争いとなった。

ドイツ控訴審法廷は、本件当事者間で車の正確な引渡日について合意していないので、売主が引渡しの準備を完了していた事実から、売主の不履行はない、よって、引渡をしないことを理由とする買主の契約解除権は失われている、2年半を経過した現在の時点で、解除の意思表示を許せば、CISG 第7条(1)項の信義の原則に反することになる、と判定した。

CLOUT Case 277 において、ドイツ売主・イギリス買主間の CIF Rotterdam 条件の鉄モリブデンの取引について、売主は引渡期日に引渡しを履行しなかった。付加期間経過後、買主は第三者から買い付け、買付価格と契約価格との差額を売主に請求した。

ドイツ法廷は、CIF Rotterdam の意味は或る確定日 (a fixed date) に引渡を要する契約である、売主が引渡義務の履行を拒否している場合、買主による明示の解除の意思表示は不要である、それでもなお解除の意思表示を必要とするのは、CISG 第7条(1)項の信義の原則に反する、と判定した。

6) 売主による不適合の治癒

CISG 第48条は、売主による不適合の治癒を規定している。第49条の買主の契約解除との関係が問題となる。

CLOUT Case 339 において、ドイツ買主と売主との間のスカートとシャツ用織物の売買について、買主は売主が引渡した織物はサイズと品質が不適合として引取りを拒否し、問題のない商品の再引渡しを求めたので、売主は別の織物のサンプルを買主に送付し、当初引き渡した織物について買主が直面した問題点の情報提供を求めたところ、買主は受領を拒否し、売主は契約価格の支払いを請求し、訴訟となった。

ドイツ法廷の判定は、CISG 第49条(2)項(b)(ii)号と(iii)号は、売主に契約の履行を完了する機会を与えた後はじめて、買主は契約を解除できる、という意味である、買主は、問題のない商品の性質を特定せず、サンプルが送付された別の織物の受領を拒否したことにより、CISG 第48条の売主による不適合を治癒する権利の行使を妨げた、ものであるから、本件において買主は契約解除権を失っている。

本件においてドイツ法廷は明示していないが、判定の趣旨から見て本件も CISG 第7条(1)項の信義則に基づいて判定していることは明らか⁽⁴³⁾である。

7) 損害軽減義務と信義則

CISG第77条の損害軽減義務について、いくつもの判例がある。

前記の CLOUT Case 133 において、売主は買主から代金支払について銀行保証を取得していたが、買主が車の引取りをせず引渡し of 延期を求めたので、売主はその供給先への注文をキャンセルして、銀行保証を実行して支払いを受けた。

買主の保証の支払い返還請求について、ドイツ控訴審は、被告（売主）は CISG 第77条の損失を軽減するための適切な手段を取っていないと判定した。即ち、当該車の引渡準備完了の通知をしたことにより、被告は契約上の義務を履行しているのに対して、原告（買主）は当該車の引取りをしないことにより契約違反である。従い被告は CISG 第61条(1)項(b)号並びに第74条の救済を受ける権利があったが、被告は契約解除の意思表示をしていないので、自己の損失を軽減する義務を無視しており、損害賠償を請求することができない。よって銀行保証の支払いを受ける権利はない、と判定した。

ドイツ控訴審の判定は、CISG 第77条のとおり、売主は買主の契約違反から生じる損失の軽減をするために、その状況下でな⁽⁴⁴⁾しうる合理的な措置をとらなければならなかった、というものである。

8) 権利濫用と信義則

CLOUT Case 154 は、信義則から、権利濫用は許されないと、判定された事例である。

フランス売主とアメリカ買主との間の一定数量のジーンズの分割引渡し¹の売買について、契約では買主の売先は南アフリカとアフリカとされており、売主が買主に繰り返し売り先について証明を求めていたところ、第二回分割引渡し時にいたり、買主は引渡しを受けた商品をスペインに出荷していたことが判明した。そこで、売主が以後の引渡しを拒否したので、本件争いとなった。

フランス控訴院は、CISG 第8条1項を適用し、買主は目的地について承知しており、売主の意向を尊重するべきであったとして、買主の重大な契約違反を認定した。

さらにフランス控訴院は、アメリカ買主の行為は CISG 第7条に規定されている国際取引における信義の原則に反するものであり、しか

国際取引における信義誠実の原則

も、原告として売主に訴えを提起するのはその立場を更に悪くしており、それは公訴権の乱用 (abuse of process) であるとして、買主に損害賠償10,000フランの支払いを命じたものである。

9) 禁反言と信義則

CISG 第80条は禁反言を含む信義則の一般規定である。前述の CLOUT Case 94 は、条約の信義則に基づく禁反言を適用した事例である。次の CLOUT Case 579 は、条約第7条(1)項に従い、国内法の禁反言の適用を否定した事例である。

CLOUT Case 579 は、カナダ会社を、新薬用の化学成分 (clathrate) の売主(被告)、アメリカ会社を、当該化学成分を使用して新薬 (血液反凝固剤) を開発している買主 (原告)、とする化学成分の売買契約の成立をめぐる紛争である。

事実の概要は次の通りである。売主は、成分のサンプルを提供し、clathrate の供給者として買主による新薬の FDA 認可取得のために協力する旨を買主に確認し、clathrate の買主に対する供給者である旨を確認する手紙 (reference letter) を FDA に提出した。他方で、売主は内密に第三者と商業数量の clathrate の排他的売買契約を締結した。買主は新薬の認可を取得して売主に商業数量の clathrate を注文したが、売主は拒否した、というものである。

アメリカ法廷 (連邦地裁 S.D.N.Y) は、売主・買主間の clathrate 供給の確認と reference letter をめぐる契約の成立と解釈について、CISG は業界における慣習と慣行を強力に実施するものであるとし、本件について契約の成立を認めた。そして、原告の主張するアメリカ法の promissory estoppel (約束的禁反言) が、もし CISG 第16条(2) 項(b)号と同じならば、CISG よりもアメリカ法を適用することは、

CISG 7条(1)項の条約の統一性 (uniformity) と確実性 (certainty) の目標を害するものとして、アメリカ法の適用は排除される。しかし。原告の主張するアメリカ法の promissory estoppel は、CISG 第16条(2)項(b)号と要件が異なる (債権者の reliance と債務者の foreseeability を要する) ものであるから、アメリカ法の適用は排除されない、とアメリカ法廷は判定した。

アメリカ法廷は、CISG 第7条(1)項、第9条、第14条等を適用して、原告の主張を容れて、CISG 下において契約の成立を認めたものである。またアメリカ法によっても、契約の成立を認める結論となっている。

10) その他の点における信義則

その他の点について、CISG の信義則が組上に上った判例は次のとおりである。

CLOUT Case 333 において、スイス法廷は、買主の組織変更後、誰が買主であるのか明らかでない場合、CISG 第7条により信義の原則と全ての関連する状況を考慮して解釈する、と判定した。

CLOUT Case 605 において、オーストリア法廷は、任意代理の代理人の行為について、CISG 第7条(1)項の信義の原則をもって、解釈した。

CLOUT Case 645 において、買主の履行不能ではない履行困難のケースについて、買主は信義則から免責を主張したが、イタリア法廷は、CISG 第7条(1)項に照らし、買主を取り巻く状況は、買主の契約違反を免責しないと、判定した。加えて、CISG 第7条(2)項により、

イタリア法によっても、同様の結論になると、判定した。

以上のとおり条約の全域にわたって、信義則が適用されていることが分るのである。条約第7条(1)項の明文の規定にかかわらず、条約の解釈についても、その適用についても、信義の原則が用いられているのである。

6. ウーン売買条約と信義則の展望

判例によれば、CISG 第7条の信義の原則は、国際取引の当事者の契約関係を規律する基本原則の一つであるとされ、その基準は国内法の概念により決定されるのではなく、国際取引において共通 (common in international trade) ⁽⁴⁵⁾ の信義の基準により、決定されるべきものとされる。

現在の世界の法システムにおいて、CISG の具体的な判定 (仲裁判断も含む) は、各国の法廷 (仲裁廷を含む) により行われる。それ故、各国の法廷 (仲裁廷を含む) が、国際取引において共通の信義の基準を、どのように、どこに、見出すことができるか、が課題となる。

CISG 第7条(1)項の条約解釈並びにその適用の統一性については、主として、他国における法廷 (仲裁廷を含む) の判例を参照することが、統一性を達成する唯一の方法であると考えられる。⁽⁴⁶⁾

実際に、スペイン法廷、イタリア法廷やアメリカ法廷などにおいて、CISG を適用する判定にあたって、CISG により判定した外国判例を参照した事例がいくつか報告されている。その場合、CLOUT, UNILEX ⁽⁴⁷⁾ などを参照していることが報告されている。

しかし、CISG により判定した外国判例を参照するとしても、それを参照する各国法廷はその外国判例に拘束されない。CISG の外国判例について、各国法廷から上訴を受けることができる世界法廷は今のところ存在しないから、外国判例に先例拘束性はない。あくまで各国法廷が参考として参照するだけである。これは外国判例の説得力 (persuasive

value)と言われるものである。

各国の法廷から見て、このようなシステムについて問題であり、このシステムに限界があると言えることは、外国判例を正確に知ることが実際上困難である、ということである。

このために UNCITRAL の1988年決定により、外国の法廷が参照することができるように、CLOUT (Case Law on UNCITRAL Texts) の制度が導入されている。CISG を含む UNCITRAL 関連法の各国法廷による解釈と適用の判定 (仲裁判断も含む) の公用語による Abstracts が集積され、公開されている。また UNCITRAL には各国法廷 (又は仲裁廷) の判定が、各国の National Correspondent から原文のまま収集されて公開されている。CLOUT のほかに UNILEX や Pace 大学、その他のデータベースにも情報が集積されている。CISG-online という CISG に関する各国判例のデータベースも形成されている。⁽⁴⁸⁾

わが国法廷は、これら外国判例を参照して CISG の統一的解釈と適用を心がけることになる。その場合条約正文であり世界共通語である英文のものを用いることができるから、このようなシステムの下でも外国判例の参照にそれほど、困難はないものと思われる。

この場合 CISG の統一性と自律性の要請の故に、日本国内法の基準を参照しないように、心がけねばならない。CISG の範囲外の事項について、CISG 第7条(2)項に従い国際私法の準則により日本法を準拠法とする場合にのみ、日本法が適用されるのである。

次に、日本法廷 (及び仲裁廷) の判定を原文のまま、UNCITRAL 事務局に報告する必要がある。Abstracts は英文で作成して報告する必要がある。又わが国の判例 (仲裁判断を含む) についてデータベースを構築する必要がある。

UNCITRAL の CLOUT にしろその他各種データベースにしろ、外国判例の集積の暁においては、CISG 条文の解釈と適用について世界判例法の形成が望まれる。⁽⁴⁹⁾ 実際において UNCITRAL はその方向で活動して

国際取引における信義誠実の原則

いるように見受けられる。CLOUT 自体がその名の示すとおり CISG 条文の判例法であるし、CLOUT Cases 等を集積して、CISG について Digest の作成が進んでおり、公表されているとおりである。⁽⁵⁰⁾

このような世界判例法の形成は、CISG 第 7 条 (1) 項の目指している方向であると言えるのである。⁽⁵¹⁾

ウィーン売買条約に基づいて行われる国際取引における信義則についても、先ず CISG 第 7 条 (1) 項及びその他 CISG における信義則の条項を扱った各国の判例が、日本の将来の判例も含めて、CLOUT や UNILEX などのデータベースに集積され、次に世界判例法の形成へと向うものと思われる。そこにおいては、国際取引において共通 (common in international trade) の信義則の基準が形成されていくであろう。

結 び

近い将来 わが国も CISG の締約国になろうとしていることは、喜ばしいことである。締約国になれば、わが国の判例 (仲裁判断も含む) を外に発信する必要がある。CISG を適用した日本判例を収集し、かつ英文の Abstracts を作成し UNCITRAL に報告するための日本の体制を固める必要がある。又その原文を UNCITRAL の報告する必要がある。そのための National Correspondent の存在が必要となる。日本が加入してから速やかに、CISG を適用した判決 (仲裁判断) が出てこないうちに、体制を固めておく必要があろう。

ともあれ、日本が CISG の締約国となり CISG に基づいて取引が行われるようになれば、日本を基点として CISG の世界が一段と拡大することになるのである。
(2008. 1. 7 記)

注

- (1) この条約の正式の名称は “United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods” 「国際物品売買契約に関する国連条約」

(1980年4月10日ウイーンにて採択、1988年1月1日発効)である。ここでは「ウイーン売買条約」又は CISG 又は単に「条約」と呼ぶことにする。

訳文は、曾根和明・山手正史著『国際売買法〔資料編〕』(青林書院 1993年)2頁以下 資料1 国際物品売買契約に関する国連条約(ウイーン売買条約)による。

又、能見義久「ウイーン売買条約(CISG)の試訳」NBL No. 866(2007.10.1)13-24頁、も参照した。

ウイーン売買条約の対象となる国際物品売買は企業間の取引である。消費者売買は適用除外とされている(条約第2条(a)号)。

- (2) 道田信一郎「発効した国際動産売買国連条約(6)」NBL No. 397 55-56頁を参照。道田先生は「国際私法の宿命と实际的機能」に続き「国連条約の画期的機能」を説かれている。
- (3) 拙稿 加藤亮太郎「取引における信義誠実の原則」(神戸学院法学第36巻3・4号2007年4月)111-145頁
- (4) Butterworths Common Law Series The Law of Contract (Butterworths 1999) at 94; Cheshire, Fifoot & Furnston's, Laws of Contract, thirteenth ed. (Butterworths 1996) at 68-69
- (5) Reinhard Zimmerman and Simon Whittaker ed., Good Faith in European Contract Law (Cambridge University Press 2000); Ole Lando and Hugh Beale ed., Principles of European Contract Law Parts I and II, The Commission on European Contract Law (2000), Notes to Article 1: 201 Good Faith and Fair Dealing at 116-119.

ドイツ民法 BGB242 条は「債務者は、取引の慣習を顧慮し信義誠実(Treu und Glauben)の要求に従いて、給付をなす義務を負う」、又 BGB157 条は「契約は、取引の慣習を顧慮し信義誠実の要求に従いて、これを解釈することを要す」、と規定している。

フランス民法第1134条3項は「合意は誠実に(bonne foi)履行せらるべきものとす」と規定している。

ドイツ民法及びフランス民法ともに神戸大学外国法研究会編現代外国法典叢書による。

- (6) UCC1-201 (20), Restatement 2nd of Contract 205 条を参照。

2003年改正前の定義によれば、UCC2-103(1)(b)により、商人間においては、信義(good faith)は、事実上の正直(honesty in fact)と業界における公正取引の合理的な商業基準の遵守(the observance of reasonable commercial standards of fair dealing in the trade)である。UCC改正法はそれぞれの該当する取引の規定において、「公正取引の合理的な商業基準の遵守」が規定されている。

国際取引における信義誠実の原則

- (7) 国際取引において、準拠法として用いられることの多い英国法と統一私法について触れておくと、英国は必ずしも統一私法を志向していないように見える。今まで英国は CISG に加盟していないし、EU 統一契約法としてのヨーロッパ契約法原則 (PECL) に反対を表明している。英国は、契約法については統一性 (uniformity) よりも多様性 (diversity) のほうがよいと主張している。

英国が PECL に反対する理由は、英国が common law tradition を守ること、特に、英国法による国際取引契約の紛争解決について、英国法の契約自由の原則 (the principles of freedom of contract)、確実性 (certainty)、一貫性 (consistency) という特徴を生かすことができるようにしておきたい、ということにあるようである。

ということは、英国の PECL に反対する理由の一つは、PECL が一般原則としての信義則を規定しているところにあるものと思われる。英国法には、一般原則としての信義則のないことにより、英国法による国際取引の紛争処理について、確実性と一貫性をもたらしている、と英国は考えているように思われる。

英国政府の反対等について次を参照。Stefan Vogennauer and Stephen Weatherill, ed., "The Harmonisation of European Contract Law" (Hart Publishing 2006) at 19-28。もっともここでの英国の反対は、PECL についてであって、CISG についてではない。

- (8) 条約第 1 条(1)項(a)号は、条約の国際売買契約への直接適用を規定している。即ち、或る締約国に営業所のある当事者と他の締約国に営業所のある当事者との間で行われる物品売買契約については、締約国の国際私法を介さずに、条約が直接適用される。ただし、当事者は条約の適用を排除できる (条約第 6 条)。

締約国と非締約国の間の取引であっても、国際私法の準則により締約国の法が準拠法となる場合には、条約が適用される (条約第 1 条(1)項(b)号)。ただし、この規定は加盟時に留保宣言することができる (条約95条)。

曾野裕夫「ウイーン売買条約 (CISG) への加入に向けて」NBL No. 872 (2008. 1. 1) 51-52頁を参照。

国会はウイーン売買条約の正式和訳を添えた英文を含む UNCITRAL 公用語の条約を承認することになろう。国会が承認する条約の正文は UNCITRAL 公用語であって訳文ではない。

- (9) 曾野和明・山手正史『国際売買法〔資料編〕』(青林書院 1993年) 63頁 資料2 1978年 UNCITRAL 条約草案
- (10) 曾野和明・山手正史『国際売買法』(青林書院 1993年) 72頁、ペーター・シュレヒトリーム著 内田貴・曾野裕夫訳『国際統一売買法』33頁、

を参照。

John O. Honnold, Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention, 3rd ed. (1999 Kluwer Law International) at 99

(11) Peter Schlechtriem, Commentary on the UN Convention on The International Sale of Goods (CISG) (Oxford Univ. Press 1998) at 63

(12) Text of Secretariat Commentary on Article 6 of the 1978 Draft COMMENTARY at <http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/text/secomm.secomm-07.html> International Character of Convention 1.

(13) Ibid. Observation of good faith in international trade 2. 3.

参照した事務局コメントリーの条文は1978年草案に対応する条約条文である。

新堀聰『国際売買法 ウィーン売買条約と貿易契約』（同文館 1992年）13-14頁を参照。

(14) Ibid. Observance of good faith in international trade 4.

(15) 前掲 Honnold, J.O. at 102-103, 前掲 曾野・山手『国際売買法』76-77頁を参照。

(16) 前掲 曾野・山手『国際売買法』74頁, 84-85頁を参照。

“Commentary on The Convention on The International Sale of Goods (CISG) Second (English) Edition”, edited by Peter Schlechtriem and Ingeborg Schwenzer (Oxford Univ. Press 2005) at 100.

以下この Commentary を本稿において Schlechtriem and Schwenzer Commentary (2005) と呼ぶ。

(17) 普通に国際取引と訳される international trade の trade には集合的に業又は業界という意味がある。条約9条の関連では、特にその2項において、「両当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、国際取引 (international trade) において関連する特定の取引業界 (particular trade concerned) において同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されているもの」(一部筆者訳) とある点に注目したいと思う。信義則は国際取引業又は業界において行われている慣習と深く関わりがあるのである。

実際に判例は、契約解釈に国内外、業界の慣習を適用している。CLOUT Case 175, 240, 425, 447, 579 など。

(18) 甲斐道太郎・石田喜久夫・田中英司編『注釈国際統一売買法 I ウィーン売買条約 (法律文化社 2000年) 125-126頁を参照。申込を受けた相手方が自己の入札価格にその申込を使用したところその申込が撤回された、という具体例を参照 (田中康博教授報告)。

(19) CLOUT Case 94. において、オーストリア仲裁廷は、禁反言 (estoppel) は CISG には明示的に規定されていないが、CISG 第7条(2)項を適用し且

国際取引における信義誠実の原則

- つ CISG 第16条(2)項(b)と第29条(2)項を引用しながら、禁反言“venire contra factum proprium”は条約の基礎にある一般原則であるとしている。
- (20) 合理的期間内について多くの判例がある。CLOUT Case 45, 123, 202, 219, 230, 337, 397, 549, 608 など。
- (21) 注前掲 曾野・山手『国際売買法』149-150頁によると、第39条は買主が物品不適合の通知義務を怠った場合、買主は不適合に基づいて援用し得る権利を失うという厳しい規定となっているが、第44条により、例外的救済の規定を設定することにより、厳しさを薄める調整を図っているものであるとしている。しかし、買主にとり限定的な救済にとどまっている、とする。
- (22) Schlechtriem and Schwenzler Commentary (2005) at 512-513
- (23) CLOUT Case 168
- (24) CLOUT Case 277, 133
- (25) CLOUT Case 93, 133, 219, 230, 273, 318, 480 など。
- (26) Schlechtriem and Schwenzler Commentary (2005) at 838. 判例は CLOUT Case 230, 273 など
- (27) 前掲 Honnold, J.O. 101 頁を参照。Honnold 教授は、「国際取引における信義」は reasonableness の基準に照らして解釈されるべきであるという Schlechtriem 教授の見解を引用しながら、standard of reasonableness は、ウイーン売買条約の中に広く行きわたっている (pervasive) ので、条約第7条(2)項の「条約の基礎にある一般原則」であるとしている。
- “reasonable”を「合理的」という日本語に訳すのは、他に適当な訳語がないのでやむをえないと思われるが、逆に「合理的」という日本語を英語にすれば、reasonable よりも“rational”であろう。英語で rational と reasonable は同義語であるが、reasonable の方がより意味合いがある。CISG の reasonable は、売買取引において相手方に対して reasonable であることを要するものであるから、それは道理にかなった、条理にかなった、という意味であり、それを信義の原則をもって解釈すれば、その意味をよく理解することができるのである。
- 具体的事例では例えば、CLOUT Case 720 におけるオランダ仲裁廷は、当事者間の物品の quality の争いについて、CISG 第35条(2)(a)の品質は reasonable quality の基準で解釈されるべきであり、その基準は CISG 第7条(1)項の規定に合致している、と判定している。
- (28) 条約の統一的解釈の方法について、CLOUT Case 549 における下記のスペイン法廷の見解を参照。参考になる。
- スペイン法廷は、CISG 第7条(1)項、(2)項に関連した条約の統一的解釈について、(1)国際取引法における最近の傾向を反映した他の条約に見

られる統一的解釈の必要性に関する原則，に注目すること，(2)1978年 UNCITRAL 条約草案に対する UNCITRAL 事務局のコメンタリー，特に草案第6条のコメント，を参照すること，(3)国内法に対して条約として独立の解釈を行うための法原則の重要性，に言及している，そして(4) CISG の適用について統一性を確保できる唯一の方法は，他国の法廷において CISG を適用した判例を参照すること，及び統一性達成についての専門家の学説を参照すること，に言及している。スペイン法廷は特に CLOUT システムに言及している。

一般に参照すべき外国判例のデータ・ベースについては，Schlechtriem and Schwenger Commentary (2005) at 98 を参照。

立法記録について，曾野・山手『国際売買法』巻末の「本書で引用の立法記録について」10-11頁を参照。

- (29) CLOUT Case 378, 380, 397 を参照。Case 595 におけるドイツ法廷は，CISG 第7条(1)項から，確立された国内法の信義則（禁反言を含む）を考慮する，とするが，確立されたものとはいえ，国内法の信義則は条約の自律性からみて問題であろう。
- (30) Schlechtriem and Schwenger Commentary (2005) at 101. 前掲 曾野・山手『国際売買法』69-70頁を参照。
- (31) CISG に規定がないとして，国内法により判定した事例はかなりある。例えば，CLOUT Case 133（銀行保証とその支払），Case 168（契約条項の有効性），Case 253（証明責任），Case 261（立証責任），Case 312（代金返還），Case 360（相殺），Case 378（立証責任），Case 482（出訴期限），Case 574（契約上の検査権の放棄），Case 608（立証責任），Case 636（不適合を決定する手続），Case 701（瑕疵の証明）など。しかし，CLOUT Case 651 において，イタリア法廷は，実質法統一法（即ち CISG）が国際私法のアプローチに優先する，としていることに注目したい。
- (32) 前掲注27. Honnold 教授の見解を参照。
- (33) 判例も信義則を条約の基礎にある一般原則であるという考え方である。CLOUT Case 94, Case 547 など。
- (34) Peter Schlechtriem “Uniform Sales Law – The UN–Convention on Contracts for the International Sale of Goods” (Manz 1986) at 38; 前掲注11. Peter Schlechtriem, Commentary on the UN Convention (1998) at 67
- (35) Bonell, in Bianca-Bonell “Commentary on the International Sales Law”, Giuffre: Milan (1987) at 85
- (36) 信義則の基準が曖昧であり法的安定性を欠くという議論は，1978年条約草案に信義の原則が規定されときにもなされていることは，前述の通りである。

国際取引における信義誠実の原則

- (37) 前掲 曾野・山手『国際売買法』78頁
- (38) CLOUT Case 93, Case 499, ICC 仲裁 No.8128, No.8769, などを参照。
- (39) Franco Ferrari, “Interpretation and gap-filling: Article 7”, in Franco Ferarri, Harry Flechtner, Ronald A.Brand (Ed.), “The Draft UNCITRAL Digest and Beyond: Cases Analysis and Unresolved Issues in the U.N. Sales Convention” (Sellier, European Law Publishers/Sweet & Maxwell 2004) at 138, 169-170
- (40) ICC 仲裁 No.8817 Collection of ICC Arbitration Awards 1996-2000 Vol. IV at 415 (2003 Kluwer Law International)
- (41) 参照した判例は主として次の二つのデータベースによる。判例は2007年末までに参照したもの (ABSTRACTS/69 まで) である。
<http://www.uncitral.org/uncitral/en/case.law.html>
<http://www.unilex.info/>
- (42) CLOUT Case 94. におけるオーストリア仲裁廷の判定については、前掲注(19)を参照。
- (43) CISG 第48条の同趣旨の判例として、UNILEX 2001. 12. 13 Italy Tribunale di Busto Arsizio 判決を参照。イタリア法廷は、売主による治癒の結果を待たずに買主が契約を解除するのは、国際法 (under international law) の信義の原則に反する、としている。
- (44) CISG 第77条の判例は、CLOUT Case 93, Case 133, Case 318, Case 480, Case 631などを参照。
- (45) UNILEX 30.11.1998 Mexico M/115/97 COMPROMEX para la proteccion del Comercio Exterior de Mexico
- (46) Schlechtriem and Schwenzler Commentary (2005) at 97-98 を参照。
前掲注28. スペイン法廷の見解のうち、CISG の統一的解释と適用を確保する唯一の方法は、外国判例を参照することである、そのため CLOUT System を利用する、とある点に注目したい。
- (47) Franco Ferrari, ed, “QUO VADIS CISG” Celebrating 25th anniversary of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods”, European Law Publishers (2005)
- (48) データベースについて、CLOUT, UNILEX, Pace 大学のほかに、CISG-online <http://www.CISG-online.ch> もある。その中に CISG Japan もある。
Schlechtriem and Schwenzler Commentary (2005) at 98 n26 を参照。
- (49) PICC や PECL などの国際リステートメントとは別に、CISG 条文の解釈と適用について世界判例法を形成しなければならないし、今現在実際にそのような方向にあるものと考えられる。
- (50) http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law/digests/cisg.html

UNCITRAL の Digest において、CISG の各条文毎に CLOUT Cases や UNILEX などの判例の digest が集収されている。

- (51) 曾野・山手『国際売買法』69頁に、CISG 7条1項は「統一的解釈維持のため他の締約国における説得力ある判決等を参照できるように、特に英米法系諸国の裁判官を先例拘束の原理から開放するという意味を持つ」とあるが、これをさらに敷衍すれば本文で述べたような意味になるものと解される。